

生計困難者に対する相談支援事業 総合相談・支援機能強化事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県内の社会福祉法人が協働実施する「生計困難者に対する相談支援事業」(以下「えんくるり事業」という。)実施要綱(以下「要綱」という。)第6条第1項第1号に定める総合相談・支援機能強化事業に関して必要な事項を定める。

(事業の名称)

第2条 この要領で実施する事業の名称は、えんくるり事業総合相談・支援機能強化事業(以下「えんくるり相談支援機能強化事業」という。)とする。

(実施事業の内容)

第3条 えんくるり相談支援機能強化事業では、次に掲げる取り組みを実施するものとする。

(1) 総合相談・支援事業の実施

参加法人は、本要領第4条に規定する相談・支援担当者を配置し、お互い連携・協働して、要支援者(生活のしづらさを抱える方)に対する訪問・相談活動を通じて福祉課題・生活課題を把握し、利用可能な制度につないだり既存の資源を活用したりする。また、他に支援する手段がなく、制度の狭間で経済的に緊急・逼迫した状況にあって、支援の実施により一定の生活の安定が見込める場合に対して、迅速に現物給付による経済的援助を行うなど、要支援者の地域での自立をめざした生活を継続的に支援する。

(2) 総合相談・支援事業実施における検証及び強化策の検討

蓄積事例の支援内容を検証するとともに、支援のあり方についてより良い方策を検討し、支援機能の更なる強化につなげる。

(3) 個別(個人・家庭)支援会議(サポート会議)の開催

要支援者のアセスメントに基づき、個別や家庭内の福祉・生活課題を整理し、具体的な支援目標や支援の計画、経済的援助の必要性等を検討する「個別(個人・家庭)支援会議(サポート会議)」(以下「サポート会議」という。)を、各参加法人等が協働して開催する。ただし、既存の支援会議を代用しても構わない。

(相談員の配置)

第4条 この事業の実施に当たり、各参加法人は地域福祉の推進に熱意がある職員のうち、相談援助等の職にある者又はその経験のある相談員等の中からえんくるり相談支援機能強化事業を担当し、地域におけるコミュニティソーシャルワーク機能を担う相談・支援担

当者（以下「相談員」という。）を配置する。

- 2 相談員は、要綱第5条の第2項第2号に規定する県社協が実施するコミュニティソーシャルワーク研修を、原則受講するものとする。
- 3 配置した相談員に変更がある場合は、参加法人は県社協に報告する。
- 4 えんくるり相談支援機能強化事業に関わる人件費は、各参加法人の負担とする。

（相談員の役割）

第5条 相談員は、要支援者の生活状況、生活上の課題、支援者の有無などを把握するため、参加法人と連携して、原則として相談者と面談した上で、要支援者のアセスメントを行い、必要に応じてサポート会議を開催し、支援目標や計画等を作成しながら課題解決に向けて支援する。

- 2 相談員は、保健・医療・福祉・行政の各サービス提供機関等と連携し、地域の要支援者に対して相談支援活動を継続的に行うものとし、福祉分野や制度にとらわれることなく、要支援者の心理的不安を取り除き、必要なサービスにつないだり、既存の社会資源を活用したりするとともに、生活状況が逼迫する場合は、必要に応じて現物給付による生活支援を行う。

（経済的援助の対象者）

第6条 えんくるり相談支援機能強化事業における経済的援助の対象とする要支援者は、緊急の支援が必要であり、他に利用できるサービスや社会資源等がなく、原則として次の

- (1) から (5) に掲げる者を含む世帯とする。
なお、支払いは、要支援者本人に代わり各事業者等に対して行うものとする。
 - (1) 生計困難により食材費の負担が困難な方
 - (2) 生計困難により光熱水費の負担が困難な方
 - (3) 生計困難により生活に必要な日用品費の負担が困難な方
 - (4) 生計困難により医療・介護・福祉サービス費の負担が困難な方
 - (5) 上記に類似する方
- 2 前項の規定にかかわらず、次の(1)から(7)に掲げる場合は対象としない。
 - (1) 施設に入所している場合
 - (2) 生活保護を受給している場合
 - (3) 介護・福祉サービスの給付限度額を超えて利用しようとする場合
 - (4) 借入金、滞納金の返済に充てようとする場合。ただし、ライフラインの復旧にかかる経費を除く
 - (5) えんくるり相談支援強化事業の相談支援を受諾しない場合
 - (6) 現金給付及び現物給付のみを求める場合
 - (7) 上記に類似する場合

3 経済的援助は原則として現物給付とする。ただし、対象者が費用の返還を希望する場合は、その費用等の返還を雑収入として受け入れる。

(経済的援助による支援内容の決定)

第7条 現物給付による生活支援については、参加法人において関係機関と相談の上、必要と認められる経済的援助の内容及び額を決定する。

(経済的援助による支援限度額)

第8条 1つの支援に係る経済的援助の限度額は、生計困難者に対する相談支援事業運営委員会（以下「えんくるり運営委員会」という。）で別に定める。

(経済的援助による支援期間)

第9条 現物給付による支援の期間は、1つの支援にあたり概ね3か月以内とする。これを超える期間の支援が必要と思われる場合は、えんくるり運営委員会で協議の上決定する。

(個人情報の保護)

第10条 えんくるり相談支援機能強化事業において相談等担当者及び関係者は要支援者の個人情報の保護に万全を期すとともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(委任)

第11条 えんくるり相談支援機能強化事業の実施に当たり、この要領に定めるもの他必要な事項は、えんくるり運営委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年11月21日から施行する。